

# 平林中学校いじめ防止基本方針

村上市立平林中学校

当校は「いじめ防止対策推進法」（以下「法」とする）の第13条により「平林中学校いじめ防止基本方針」を以下のように定める。

法第22条に定める「学校におけるいじめ防止等の対策のための組織」は「いじめ・不登校対策委員会」（以下「当組織」とする）を中核に管理職、学年主任等で組織する。当組織は必要に応じ外部専門家等の参加を依頼するなど、設置者等と適切な連携を図る。

当組織を中核とし、いじめ防止や早期発見、いじめが発生した際及び重大事態が発生した際に以下の取組を行う。

## i) いじめの防止について

いじめはどの子どもにも起こりうるという事実を踏まえ、すべての生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む。

また、未然防止の基本は、生徒同士が、心を通じ合うコミュニケーション能力をはぐくみ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりであるため、学校生活全体を通して取り組む。

加えて、集団の一員としての自覚や自信をはぐくむことにより、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いを認め合える集団、いじめを許さない集団など、そのような学級・学校風土づくりに努める。

さらに、教職員の言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払うことに心がける。

### 【いじめ防止行動計画】

- 平林中学校いじめ防止基本方針の職員共通理解（4月）
- 友人関係、集団づくり、社会性の育成（学級活動、委員会活動、部活動、学校行事、PTA活動、各学年体験活動、小中連携活動）それぞれの計画により実施
- 授業改善 → 分かる授業づくりを進める。すべての生徒が参加・活躍できる授業の工夫 授業公開（通年）
- 学習三原則の定着（小中連携事業で実施）（通年）
- いじめ見逃しゼロスクール集会…小中連携事業…計画により実施

## ii) いじめの早期発見について

いじめは目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、気付きにくく判断しにくい形で行われることが多い。これを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から的確にかかわり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することに努める。

このため、全職員が日頃から生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。あわせて、定期的なアンケート調査（「心の健康チェック」）や教育相談等の実施により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に努める。

さらに、インターネットを通じて行われるいじめ等に対しては、県のネットパトロール等と連携し、早期発見に努める。

#### 【早期発見行動計画】

- 学校生活全体を通して、生徒に寄り添う指導を心がけ、早期発見に努める。  
(以下全学年共通取組事項)
- デイリーライフを通しての生徒と教師間のレポートづくり及び情報収集(毎日)
- 「心の健康チェック」の実施(毎月第3木曜日)
- 教育相談(6月、10月)
- いじめ見逃しゼロスクール活動(県の取組月間と連動)

#### iii) いじめに対する措置について

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに当組織を中心に対応し、被害生徒を守り通すとともに、加害生徒に対しては、当該生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導する。

これらの対応及び以下の対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携のもとで取り組む。

#### 【いじめ措置行動計画】(設置者等の指導・支援のもとで対応)

- (1) いじめの事実確認
- (2) いじめを受けた生徒またはその保護者に対する支援
- (3) いじめを行った生徒に対する指導またはその保護者に対する助言
- (4) いじめが犯罪行為として取り扱われる場合の所管警察との連携
- (5) 一般生徒及び保護者等への対応

\* 詳細は別紙「問題発生時の対応について」を参照

#### iv) 重大事態への対処

法第28条における「重大事態」と思われる事案が発生した場合、直ちに設置者に報告する。報告事案が重大事態であると判断したときは、設置者等の支援や指導を受け、当組織を母体とし、適切な方法により調査を行う。

その際、当調査に係わるいじめを受けた生徒及びその保護者に対し、設置者等の指導のもと、事実関係等その他の必要な情報をプライバシーに十分配慮し、適切に提供する。

#### 【重大事態対応計画】(設置者等の指導・支援のもとで対応)

- (1) 設置者へ報告
- (2) 調査組織の設置
- (3) 事実関係明確化のための調査の実施
- (4) 情報の適切な提供
- (5) 調査結果を設置者へ報告
- (6) 調査結果を踏まえた必要な措置(一般生徒及び保護者等への対応を含む)の実施

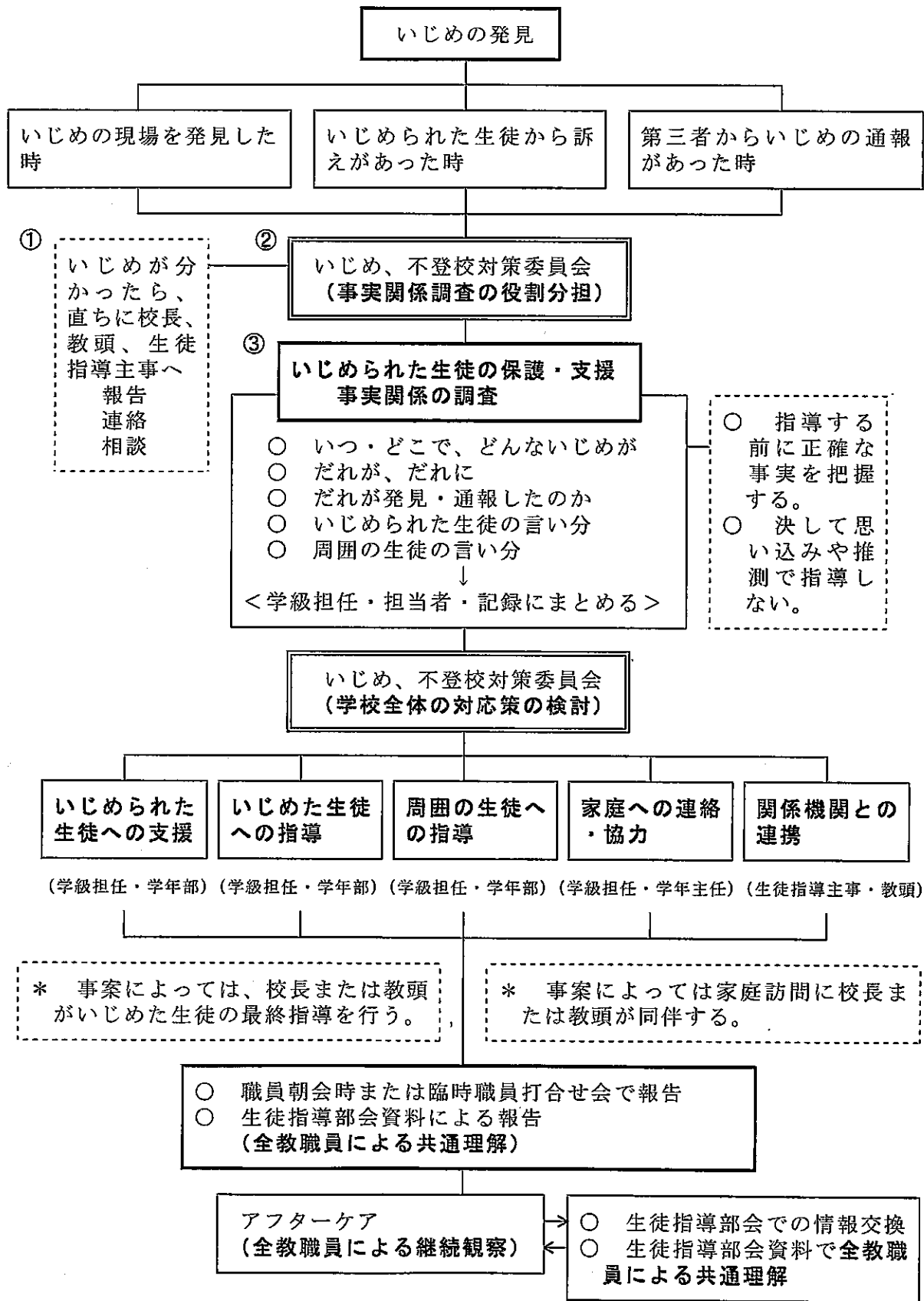
#### v) その他

- 学校評価の中で、各項目・取組の評価を行う。(生徒評価・保護者評価・職員評価・学校関係者評価)
- 学校評議員会、PTA役員会等で評価結果を説明し、意見を受ける。
- 評価結果を学校だよりで地域、保護者に公表する。
- 評価結果等を基に適宜見直しを図る。
- PTA総会や保護者会、学校HP等で当基本方針を公表し、主旨等の理解を図る。

別紙 問題発生時の対応について

①→②→③で対応する

(1) いじめ



(2) 不登校

【子どもとともに1・2・3運動】

